

○社会福祉法人鳩山町社会福祉協議会役員等の報酬に関する規程

平成13年5月26日

規程第 1 号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人鳩山町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第6条に規定する評議員及び第18条に規定する役員並びにその他の者（以下「役員等」という。）に支給する報酬について必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 会長に対する報酬は、別表のとおりとする。

2 会長以外の役員等には報酬を支給しない。

(支給方法)

第3条 会長の報酬の支給は、職員の給料支給の例による。

(公表)

第4条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

別表（第2条関係）会長の報酬表

区 分	報酬額
会 長	50,000円×12ヶ月

附 則

この規程は、平成13年4月1日から適用する。

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年11月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年6月1日から施行する。